

高齢者インフルエンザ（季節性） 定期予防接種費用の一部助成のお知らせ

村では10月1日より、下記のとおり高齢者インフルエンザ定期予防接種費用を一部助成します。

○この接種を受ける法律上の義務はありません。

自らの意思と責任で接種を希望し、接種実施について同意した場合に限りです。

○かかりつけの医療機関ではない別の医療機関で接種される場合は、事前にかかりつけ医とよく相談してください。

1. 助成対象者

- ① 満65歳以上の人
 - ② 満60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人
- ※ 生活保護世帯の場合も、①または②のいずれかに当てはまる人に限ります。

2. 助成期間と標準的な接種時期

・助成期間：令和2年10月1日から～令和3年3月31日まで

（1回分の接種費用について助成します）

・標準的な接種時期：10月1日から、早めに接種されることをお勧めします

インフルエンザワクチンは、効果が現れるまで約2週間程度かかり、約5か月間その効果が持続するといわれているため、10月～12月中旬までの接種が適当です。今年インフルエンザワクチンの接種希望者の増加が予想されるため、10月の早い時期の接種をお勧めします。

3. 自己負担額 1,650円

※定期接種費用5,336円のうち、村の助成3,686円を差し引いた金額です。

※生活保護受給者の方は無料。「被保護者証明書」を提示ください。

4. 接種方法

- ・右記の接種委託医療機関から選び、各自で医療機関に予約をしてください。
※その他の医療機関で接種を希望する場合は、事前に下記までご連絡ください。
- ・接種後、自己負担額を医療機関へ支払ってください。

（裏面も必ずお読みください）

関川村役場 健康福祉課 健康推進班 電話：(0254) 64-1472

※ この文書は全世帯に配付しています。対象外の世帯に配布された場合はご容赦ください。

**令和2年度 関川村 委託医療機関
(インフルエンザ予防接種)**

(関川村・村上市のみ記載)

市町村名	医療機関名	電話番号	備考
関川村	関川診療所	64-1051	
	佐藤内科小児科医院	64-1047	
荒川地区	遠山医院	62-2012	
	佐野医院	50-5170	
	荒川中央クリニック	50-5222	
	県立坂町病院	62-3111	
神林地区	澤田医院	66-7811	
	鈴木医院	66-5307	
村上地区	佐藤内科医院	53-1460	
	本間医院	53-3071	※かかりつけの患者のみ
	いが医院	50-7123	
	佐藤クリニック	52-1281	
	おたべ医院	53-5885	
	羽鳥医院	52-3097	
	瀬賀医院	58-2220	
	肴町病院	53-2781	
	村上記念病院	52-1229	
	さくら内科クリニック	53-1113	
	厚生連村上総合病院	53-2141	※かかりつけの患者のみ
	厚生連瀬波病院	50-1900	
	村上はまなす病院	53-2890	※かかりつけの患者のみ
	たかはし整形外科クリニック	50-7000	
	しぶや小児科医院	53-8787	※お子様と一緒に接種を希望される方のみ。お子様の予約時に一緒に予約してください
朝日地区	佐藤医院	60-2221	
	つなしま内科クリニック	72-0999	
山北地区	山北徳洲会病院	60-5555	

【説明書】接種される前に必ずよくお読みください。

1. インフルエンザとは…

インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをするにより、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。

典型的な症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などで、のどの痛み、咳、鼻水などもみられます。普通のかぜに比べて全身症状が強いのが特徴です。気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することもあります。

2. インフルエンザの予防と予防接種の有効性

予防の基本は、流行前（12月中旬まで）に予防接種を受けることが有効です。予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その後約5ヶ月間は効果があるといわれています。そのほか、人ごみを避け、十分な栄養や休息をとることも大事です。感染の広がりには、空気の乾燥が関連していますので、室内では加湿器などを使って加湿しましょう。外出時のマスクや帰宅時のうがい・手洗い、普通のかぜ予防感染症予防もお勧めします。

3. 予防接種を受ける前の注意

(1) 一般的注意

この説明書をよく読んで有効性や副反応についてよく理解しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。

予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方が責任をもって記入し、正しい情報を医師に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱のある人（一般的に体温が37.5℃をこえている場合を指します）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③ インフルエンザ予防接種液に含まれる成分によって、アナフィラキシーショックを起こしたことがあることが明らかな人。また、卵等でアナフィラキシーショックをおこした既往歴のある人（アナフィラキシーショックとは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです）
- ④ インフルエンザの予防接種を受け、2日以内に発熱、発疹、じんましんなどアレルギーを思わす異常がみられた人
- ⑤ その他、医師が不適切な状態と判断した場合

(3) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、呼吸器系疾患（間質性肺炎、気管支喘息等）、血液疾患、発育障害等の基礎疾患がある場合
- ② 過去にけいれんの既往がある場合
- ③ 過去に免疫不全の診断がある場合および近親者に先天性免疫不全症の人がいる場合
- ④ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギー反応を起こすおそれがある場合

4. 予防接種を受けた後の注意事項

- ① 予防接種を受けた後 30 分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② インフルエンザの副反応の多くは 24 時間以内に出現しますので、特にこの間は健康状態の変化に注意し、観察しましょう。
- ③ 接種後は、接種部位を清潔に保ちましょう。接種当日の入浴はかまいませんが、注射した部位を強くこすことはやめましょう。また激しい運動や大量の飲酒はやめましょう。

5. インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。

接種部位の異常反応や体調の変化があらわれた場合は、すみやかに医師の診療を受けてください。医師の診察を受けた場合は、健康福祉課までご連絡ください。

■重大な副反応：まれにショック、アナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）があらわれることがあり、ほとんどは接種後 30 分以内に生じる。まれに 4 時間以内の場合もある。

その他：ギラン・バレー症候群、けいれん、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳症、脊椎炎、視神経炎、肝機能障害、黄疸、喘息発作等。

■過敏症：まれに接種直後から数日中に、発疹、じんましん、紅斑、かゆみ等。

■全身症状：発熱、悪寒、頭痛、倦怠感等を認めることがあるが、通常、2～3日中に消失する。

■局所症状：発赤、はれ、痛みを認めることがあるが、通常、2～3日中に消失する。

6. 健康被害救済制度

定期予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療の必要や生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。そうした場合には、健康福祉課までご連絡ください。

